

## 内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 146号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成29年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

### 1 増殖義務

平成30年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。

### 2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

### 3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成30年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成31年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

### 4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)											
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は 3,000			3,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は 3,000			800
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は 2,000			
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は 10,000			
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	50		36	1,800				5	又は 1,000			2,000
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,200	15					4	又は 800			1,200
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は 28,000	1,100	又は 330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	21		16	1,000				20	又は 4,000			
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	12		4	400				4	又は 800			
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	400	7					6	又は 1,200			4,000
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150		108	12,000		19,000		25	又は 5,000			
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226		160	16,000		22,800		25	又は 5,000			
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		900	20					5	又は 1,000			7,600
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は 30,000			100,200
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は 10,000			
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	12		10					25	又は 5,000			
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	600	20	5,000		1,200						10,400
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	138		41	2,800				300	又は 60,000			12,000
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	25		35	1,000				10	又は 2,000			
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10					5	又は 1,000			
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30			1,200				1,000	又は 300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- |         |              |          |                     |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ   | 体重 3～10グラム   | 6. うぐい   | 体重 5グラム以上           |
| 2. ふな   | 体重 5グラム以上    | 7. おいかわ  | 体重 1グラム以上           |
| 3. うなぎ  | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg)  |
| 4. やまめ  | 体重 5～10グラム   |          | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上   | 9. わかさぎ  | 体重 5グラム以上又は発眼卵      |